

第四項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2) 第百三十一条第一項、第二百三十一条の二第一項本文、第二百三十二条第三項及び第四項、第二百三十三条、第二百三十三条の二、第二百三十四条第四項、第二百三十五条から第二百四十七条まで、第二百五十条から第二百五十二条まで、第二百五十五条第一項、第二百五十六条第一項、第三項及び第四項、第二百五十七条から第二百六十条まで、第二百六十七条の二本文、第二百六十八条、第二百六十九条第三項から第二百六十九条まで並びに第二百七十条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

3) 第百三十一条第一項、第二百三十一条の二第一項本文、第二百三十二条第一項、第二項及び第四項、第二百三十三条、第二百三十三条の二、第二百三十四条第一項、第三項及び第四項、第二百三十五条から第二百五十二条まで、第二百五十四条、第二百五十五条第一項から第三項まで、第二百五十六条第一項、第三項及

〈第四十五条第一項で準用する特許法第二百七十四条第三項（同項中「第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二項及び第四項、第二百三十三条、第二百三十三条の二、第二百三十四条第一項、第三項及び第四項、第二百三十五条から第二百五十二条まで、第二百五十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、第二百三十五条から第二百五十二条まで、第二百五十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第二百六十八条まで」〉

〈第五十八条第四項で準用する特許法第二百七十四条第三項〉

〈第六十一条第一項で準用する特許法第二百七十四条第三項（同項中「第二百六十七条から第二百六十八条まで」とあるのは「第二百六十七条、第二百六十八条」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第三項又は第五十三条の二の審